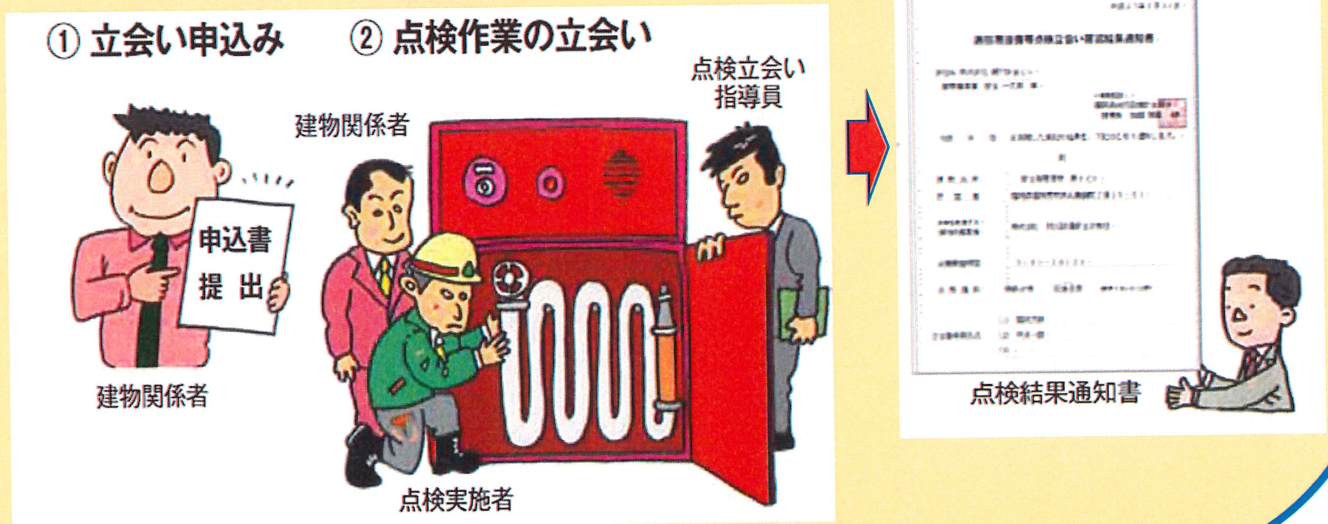


＝火災から尊い人命や財産を守るために＝

消防用設備等の 「点検業務立会制度」

- 消防法では、消防用設備等が火災時に有効に機能するため、適正な点検を定期的に行うよう定められています。※「消防法17条の3の3」
- 消防用設備等の点検時には、建物（事業所）の防火管理者等（建物関係者）が立ち会って、適正な点検が行われているかを確認することが重要です。
- 一般社団法人 山梨県消防設備協会では、この消防用設備等の点検時に、防火対象物（建物）の関係者から点検立会の申込みがあれば、当協会職員（点検推進指導員）を当該点検現場に派遣し、点検資格者の確認及び点検作業の実施状況を建物関係者と一緒に確認する点検立会制度（サポート）を行っております。
- この制度の防火対象物は、山梨県内にある消防設備を設置した「すべての」防火対象物（事業所の建物）です。
- この制度は、《無料》です。是非ご利用ください。
申込状況などにより、立ち会えない場合もあります。ご了承下さい。

立会い制度の流れ



ラベルは、全国統一デザインで **安全と信頼** の証です。



消火器以外用



消火器用

一般社団法人 **山梨県消防設備協会**
〒400-0851 甲府市住吉1丁目1-11
TEL.055-223-0119 FAX.055-223-0124

消防用設備等点検立会い制度 Q&A

Q1 一般社団法人山梨県消防設備協会 なにをしているところ？

消防用設備等の設置・維持管理の適正化、消防設備士・消防設備点検資格者等消防設備関係業務に携わる者の資質の向上を図り公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立された法人です。主な事業として消防用設備等点検済票の交付及び消防用設備等に携わる者に対して法定講習事業等を行っております。一般向けには、甲種・乙種防火管理講習会・(再)講習会・防災管理講習会等も行っております。

総務省消防庁と連携する一般財団法人日本消防設備安全センターの下、[全国47都道府県に協会が設立](#)されています。

詳しくは、当協会のホームページをご覧ください。URL <https://www.y-ssk.or.jp>

Q2 消防用設備等点検立会い制度とは？

消防法で設置や点検が義務付けられている消火器や自動火災報知設備などの消防用設備等の点検時に、当協会の指導員（点検推進指導員）が、建物の防火管理者等と一緒に点検に立会い、支援（サポート）する制度です。

[この制度の利用は、建物関係者様からのご依頼が必要となります。](#)

Q3 建物関係者は、消防用設備等の点検に立会わなければならないの？

総務省消防庁から消防関係機関に対して、消防用設備等の点検時には、建物の防火管理者等が立合って、適正な点検が行われているか確認するように指導することと通知が发出されています。

また、消防法では消防用設備等の適正な点検・維持管理及び点検報告は、建物関係者（所有者、管理者、占有者）の責務と規定されています。

万が一、設備の不備、点検の不備等による損害賠償等の事案が発生したときは、建物関係者が責任を問われることがあります。

Q4 指導員（点検推進指導員）は何をするの？

- ・建物関係者が、消防設備に詳しくなくとも指導員（点検推進指導員）がサポートします。
- ・点検従事者が消防用設備等の点検に必要な資格免状や機材を保持しているかを確認します。
- ・法令で定める点検基準及び点検要領に従い点検しているか確認します。
- ・指導員（点検推進指導員）が立合うことで、点検事業者による不適切な点検等の抑制につながります。

Q5 点検事業者によって点検の信頼度が違うの？

多くの点検事業者は、その仕事に誇りをもって「誠実」かつ「確実」な消防用設備等の点検を実施していますが、残念ながら、全国の調査では不適正な点検事業者の実態が報告されています。

当協会は、信頼できる消防用設備等点検事業者の団体として、皆様のお役に立ちたいと考えております。

当協会のホームページの「[表示登録会員名簿](#)」の中から点検事業者を閲覧出来ますのでご利用下さい。

Q6 建物関係者（依頼者）のメリットは？

- ・ 指導員（点検推進指導員）が同行するので、消防用設備等の必要性と点検の重要性を認識いただけます。
- ・ 建物関係者が消防用設備に詳しくなくとも指導員がサポートいたします。
- ・ 指導員（点検推進指導員）が立合うことで、法令で定める点検基準、点検項目が確実に実施されるため安心です。
- ・ 後日、協会から点検の立会い結果通知書が届きますので点検内容をご確認できます。
- ・ 消防用設備等の保全管理（点検）費用に相応した点検が期待できます。
- ・ 山梨県内の防火対象物（建物）であれば、この制度を「**無料**」でご利用できます。

Q7 どうして、無料なの？

一般社団法人の公益事業の一つとして取り組んでおり、消防用設備の適正な維持管理を通して、県民の皆様の安全・安心を確保します。

また、この制度を通して、①点検従事者の資質の向上 ②点検結果報告書の信頼度の確保 ③点検従事者の地位向上を目指しています。

以上のような目標を達成するため、「**無料、無償**」でご利用できます。

Q8 申し込みは、どうやればいいのか？

当協会のホームページから「点検立会い依頼書」をプリントアウトして、「**FAX・郵送**」にてご依頼ください。後日、協会からご連絡いたします。

ただし、ご依頼が多数の場合は、次回の点検時にお願いする場合がございますので予めご了承下さい。

ご不明な点は、**直接お電話**で当協会にお尋ね下さい。

《電話：055-223-0119 FAX：055-223-0124》

 Q9 立会いもお願いしたいが、先ず信頼のおける消防用設備等の点検事業者を教えてください？

当協会では、一定の資格審査（県・県下消防本部予防担当課長）を行いその要件を満たした消防用設備等点検事業者を「表示登録会員」として登録認定しています。

表示登録会員が点検を「確実」「誠実」に実施した証として、当協会が交付する「点検済票（ラベル）」を貼付することが許されています。

信頼の置ける点検事業者をお探しの方は、当協会ホームページの「表示登録会員名簿」の中から、選考できますのでご利用下さい。

 Q10 本当に無料ですか？ なにかオプションが付いたりしないの？

この制度は、ご依頼者様に一切の負担をお掛けするものではありません。

消防用設備等の設置が義務付けられている県内の建物であれば、無料でご利用できます。また、消防署が行う立入検査ではありませんので、消防用設備等の不備などによる改修指示・命令等も一切ございません。不備があれば、点検事業者が点検結果報告書に基づきご依頼者に報告いたします。

その他、商取引等は一切ありませんのでご安心下さい。

 Q11 立会い依頼は、いつでも受けてくれるの？

立会いのご依頼は、点検予定日の概ね1ヵ月前までに、当協会宛にFAXまたは、郵送にて、「立会い依頼書」をお送り下さい。

点検日間近のご依頼は、指導員（点検推進指導員）を派遣できない場合がありますので、事前にご相談下さい。

ご不明な点は、直接お電話で当協会にお尋ね下さい。

 Q12 連絡先を教えてください？

一般社団法人 山梨県消防設備協会
〒400-0851 甲府市住吉1丁目1番11号
TEL 055-223-0119 FAX 055-223-0124

E-mail : y-ssk@or.jp ◎ご連絡をお待ちしています。

URL : <https://www.y-ssk.or.jp>

作成 一般社団法人 山梨県消防設備協会